

第3回景観審議会議事録

◆日時：平成30年1月25日（木）14時00分～16時02分

◆場所：山武市役所 新館3階 第4会議室

◆次第

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 定足数の報告
- 4 委員、職員の紹介
- 5 会長、副会長の選出
- 6 議長の指定
- 7 議事
 - (1) 山武市景観条例に基づく届出等の状況について（報告）
 - (2) 山武市景観計画の変更について（諮問）
 - (3) 届出のされなかった景観計画区域内の行為について（協議）
- 8 閉会

発言者	議題・進行内容
司会	<p>1 開会(14:00)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから第3回山武市景観審議会を開催いたします。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます、村井と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>審議会中、記録のため事務局が録音及び写真撮影をさせていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>資料の確認をいたします。</p> <p>資料につきましては、前もって郵送させていただいたものの他に、本日机上に「第3回山武市景観審議会の次第」、「山武市景観審議会委員名簿」、「諮問書の写し」、「無届者への通知(案)」、「資料1の差替」を配布させていただきました。</p> <p>不足がありましたらお知らせ願います。</p>
司会	<p>2 委嘱状交付</p> <p>それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>「次第2 委嘱状の交付」です。</p> <p>皆様には平成29年10月1日から委員をお受けいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>今回の就任から4か月近く経過しましたが、ただいまから皆様のお席で委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(委嘱状の交付)</p>
司会	<p>続きまして、都市建設部長平出からご挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>都市建設部長の平出でございます。本日はお寒い中またご多忙のところご出席賜りまして本当にありがとうございます。</p> <p>日頃から山武市市政におきまして、皆様方にはご支援・ご協力をいただき、重ねて厚くお礼を申し上げますところでございます。ありがとうございます。</p>

<p>司会</p>	<p>今回の議事でございますが、報告事項として「山武市景観条例に基づく届出等の状況について」、諮問につきましては「景観計画の変更について」、それから協議事項といたしまして「届出のされなかった景観計画区域内の行為について」の3案件でございます。</p> <p>議案等の内容については後ほど担当からご説明申し上げますので、どうぞよろしくご支援いただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございます。</p> <p>3 定足数の報告</p> <p>続きまして、事務局から「次第3 定足数の報告」をいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の土佐でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>本日の出席委員は、委員数9名のうち1名、中谷先生が遅れておりますが今のところ8名ですが、9名全員出席となっております。</p> <p>「山武市景観条例施行規則」第28条第2項の規定によりまして、過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>定数の報告は以上となります。</p>
<p>司会</p>	<p>4 委員、職員の紹介</p> <p>今回の審議会は新しい任期になって、初めての審議会ですので、委員の皆様を紹介いたします。</p> <p>北原委員です。中谷委員です。福田委員です。中村委員です。小関委員です。小関委員につきましては商工会から新たにご就任いただいております。小山委員です。小山委員につきましては、観光協会から新たにご就任いただいております。稗田委員です。石橋委員です。小川委員です。</p> <p>続きまして、本日出席の職員を紹介します。</p> <p>都市建設部長平出です。都市整備課長川合です。都市整備課副主幹土佐です。都市整備課技師田中です。都市整備課主事村井です。</p>
<p>司会</p>	<p>5 会長、副会長の選出</p> <p>新しい任期となりましたので、本審議会の会長選出についてお諮りします。</p> <p>本審議会の会長、副会長については、「山武市景観条例施行規則」第26条第1項の規定により委員の互選によりこれを定める。」としておりますので、今回の審議会では改めて会長、副会長を選出したいと存じます。</p> <p>自薦、他薦がありましたらよろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>北原先生にお願いできたら</p>
<p>司会</p>	<p>北原委員に引き続き会長をと推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり 拍手)</p>

司会	皆様、ご異議ないとのことですので、北原委員に引き続き会長をお引き受けいただきたいと存じます。北原委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。
会長	<p>推薦いただきました北原です。前期に引き続き皆様のお力をおかりしながら山武市のよりよい景観の育成のお力になればと思っています。</p> <p>平穩に山武市の景観は、船出をしたんですが、やや波が立ったようで、いろいろ手を入れなければならないことも生じてきたようです。皆様のお知恵を拝借して前に進めていければと思っていますのでよろしくをお願いします。</p>
司会	<p>ありがとうございます。</p> <p>副会長につきましても、互選により定めることとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
委員	会長、前回と継続でいいと思います。
事務局	<p>ただ今前回と同じというご意見がありました。</p> <p>前回商工会推薦の行木さんの方でお願いしていたところなんですけれども、今回も商工会推薦の小関さんということでよろしいでしょうか。</p>
委員	商工会の方でやっていましたか？
事務局	前回と同じというお話がありましたので、前回の方がいらっしゃると思いますので商工会から推薦させていただきました。
委員	できれば、中谷先生にお願いすることはできませんか？
事務局	事務局の考えといたしましては、副会長につきましては地元の方をお願いしたいと思っています。
委員	及ばずながら、そういうことであれば、務めさせていただきます。よろしくをお願いします。
司会	<p>小関委員に、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり 拍手)</p>
司会	<p>皆様、ご異議ないとのことですので、小関委員に副会長をお引き受けいただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>6 議長の指定</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>本審議会は、山武市景観条例施行規則第 28 条第 1 項の規定により、</p>

	<p>会長が会議の議長を務めることになっておりますので、議事の進行を北原会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>7 議事 それでは進行役を務めさせていただきます。 早速ですが、7番目議事となっておりますが、(1)の「山武市景観条例に基づく届出等の状況について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(「山武市景観条例に基づく届出等の状況について」説明)</p>
議長	<p>ごくろうさまでした。事務局からの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。 特に大きな問題はこの範囲では生じてないようですね。どうもいろいろ市の方も努力していただきありがとうございます。</p>
議長	<p>「山武市景観計画の変更について」諮問です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料1の差替え) (「山武市景観計画の変更について」説明)</p>
議長	<p>ごくろうさまでした。景観計画の変更の諮問について、説明をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質問してもよろしいですか。</p>
議長	<p>はい。どうぞ。</p>
委員	<p>そうすると、50ページ、51ページに書かれてある建築物の外観になんとかという文章はカットということですか。 これはそのまま残して、この表の上に文章を入れるということですか。</p>
事務局	<p>そのまま残して、表の上に文章を追加します。</p>
委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。 はい。落ち着いた上品な色を使いましょうねということですが、アクセントカラーというかポイント的にぱっと目立つ色を使うというのはデザインの的にあり得るだろうと。ただポイント的なんだから、せいぜい壁面の5パーセントまで。緩いところでは5分の1のところもありますけれど、壁面の20パーセントって言ったら、アクセントカラーじゃないだろうという感じがします。</p>

	<p>ベタって感じになりますから5パーセントくらいにしましょうということで山武市はいきたいということですが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど5パーセントを超えるものについては、別に道をつけるという、その道の付け方についてですね。あまり可もなく不可もなくのものばかりでまちが埋まっていくというのも決していいことではないと思うので、きちっとした設計者がいい建物でまちの活性化にこんなものを作りたいと言ったときに、それが5パーセントを超えた場合に、スムーズに審査の対象になれるような仕組みづくりというのをちゃんとしておかないといけないと思うんですよね。例えば、この審議会ですとやるということですか。その辺のところをちょっと。</p>
議長	<p>事務局、例外はあり得るよということだったんですが、その例外はどこで、どのように判断するのでしょうか。</p>
事務局	<p>例外につきましては、本来は景観アドバイザーの意見を伺いつつ、この審議会に諮りたいと考えているところですが、今のところ申し訳ないのですがアドバイザーの方は決めさせていただいておりませんので、この景観審議会ですと諮らせていただきたいと思います。</p> <p>景観審議会につきましては今のところ事務局判断ですが毎回毎回お集まりいただくのも大変なところもあると思うのですが、場合によっては、持ち回りという形で資料を郵送なりさせていただきまして、そこで判断させてもらうのも1つの考え方だと思っております。</p> <p>今のところ、この審議会の中で諮りたいと考えてます。</p>
議長	<p>出来るだけ迅速に対応した方がいいと思いますので、やっぱり引き延ばすのはあまり好ましいことじゃないので、これは数値的には超えているけど全体のデザインとしては優れている景観を良くしていくうえで役立つだろうという時には事務局の方の判断で、この審議会ですと諮ればいだろうと、開催の期日がない時には持ち回りということでもよろしいでしょうか。</p> <p>ほかにご意見はありますか。</p>
委員	<p>はじめてなもので、ちょっと教えてほしいんですけども、先ほどの届出で看板があったんですけど、これは赤と白なんですけど、あの私イチゴ屋なんですけど、いちご屋さんなんです、いろんな色があるんですよ。看板も建築物ですよ。当然ね。工作物ですか。</p> <p>我々はこういう看板出してますって、一応市役所には報告してあるんですけども、それに対して看板の色彩とかを誰が、彩度がどうのこの何点とかしてるんですかね。</p>
議長	<p>というご質問ですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、景観の中で届出が必要なのが工作物については、10m以上の</p>

	<p>ものは届出が必要。そして建築物については、延床 500 ㎡以上のものが必要ということになっておりますので、今までそのようないちご屋さんのものについては、該当するものがないと思われております。</p> <p>ただ、このような屋外広告物、この広告塔のようなものにつきましては、色彩については、極度におかしなものについては指摘させてもらいたいところなんですけれども、一般的なものにつきましては、10 mを超えるものでも屋外広告物につきましては、自前の条例もないところですし、景観条例はあるんですが、悪い言い方ですが、規制をかけていない現状でございます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>国道 126 号沿いと街中をわけて考えてもいいのではないのでしょうか。126 号沿いは車がメインですね。車で動くスピードと歩く人のスピードでは街の見え方が違います。東金から国道を山武に向かうと、広告がすごいですね。それがいいか悪いかは別なんですけど、山武地域に入ると道路の連続性が断たれるという現象になり、違和感が生じる可能性もあります。さらに商業の視点からも、それでいいのかという問題も起こってくるのではないのでしょうか。</p> <p>むしろ、これは私の提案なんですけど、これを規制するというより、より良い方向に誘導できないのでしょうか。例えば山武市を調査した時にわかったことですが、槇の生け垣がきれいに手入れされていますね。これは山武市の特徴にもなっていると思います。例えば鉄のフェンスではなくて槇のフェンスにしてください。つまり道路に面した敷地の幅の半分とか3分の1でも、ある程度の高さの槇の生け垣を植えてくださいと。そうすることで山武らしさというものが、落ち着いた景観が見えてくるかなと思います。</p> <p>交通量の多い国道と、その周辺に住む人々との関係は山武だけではなく、多くの都市近郊が抱えている大きな問題です。歩いているスピードと車のスピードが違います。歩行者保護という面からも生垣とか、外壁を多少セットバックして歩道を確保しなさいとか、そういうような指導があっても良いのではないのでしょうか。特に景観上目立ちそうなものに関しては、その沿線全体見た時に特別変でなければ、環境向上に寄与するような交換条件を付けて許可するというのも一考ではないのでしょうか。</p>
議長	<p>はい。どうもありがとうございます。ご意見でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>意見です。</p>
委員	<p>今のご意見に関連して。私も大賛成ですけど、景観条例を作っているいろいろな規制とかははじめると、悪いものを取り締まるという方向で考えがちですけど、そもそも景観を考えようという根本は、やはり人が暮らしやすいまちを作っていこうというところに尽きるわけで、これから少子高齢化がますます進んでお年寄りが歩いて暮らせる、そういう</p>

	<p>まちにしなきゃいけないというのは誰しも理解していることなので、やはり歩く部分の景観というか感触が、今おっしゃったように塀の部分だけでも人に近いもので出来ているというそういうまちづくりがすごく大事だと思うんですよ。</p> <p>どうもこういう話ばかりをしていると木を見て森を見ない話になっちゃって、やはりおおもとのところは住みやすいまちをつくる。そこに向かってこれがあるということを理解しないと、色が駄目だとか何とかという駄目な話をしがちなものですから、是非そういう大きな部分を見ながら会を進めて行けたら良いなとそういうふうに思います。大変賛成です。</p>
委員	<p>ちょっと質問ですけれども、確かこれを作るときに国道は含まないという色の規制は決められたように私は記憶しているのですが、街中と国道は違うのではないかと。</p>
委員	<p>ならば、今の話は、リンクはしますよね。それありましたっけ。僕は記憶してませんが。</p>
委員	<p>私が質問をしたんですね、国道に色がきついのがあるといったら、あそこは規制の対象にしませんと確かお答えがあったと記憶しているんです。ですから、それだにご心配は消えるかと思って。違いましたか。</p>
委員	<p>もし規制の対象外だとしても、外だから何をやっても良いではなくて、出来ればこの景観条例を作った以上はそれに即する形で調整していったほうが良いのかと思います。</p>
委員	<p>除外地域ってありましたか。</p>
事務局	<p>ないです。基本的には景観の区域としては市全体が景観の区域になります。駅のところは重点地区という定めでつくってあります。</p>
委員	<p>そうではなくて、除外というわけじゃないんですが、国道沿いは、あまり規制しないというお答えを頂いたと記憶しているんですね。</p> <p>実際に黄色い建物とかあるわけですよ。なので良いんですかって言ったら、それはあまり規制をしない方が良いとおっしゃった記憶があるものですから、そういう意味だと市内で人が住んでいる所は心地良い空間でそこは生き生きとして良いのかなと理解していたのですが、そういうのは無かったですか。</p>
事務局	<p>話として聞いているのは、国道沿いの既存である赤い建物が議論になったという話の中で規制をかける前から存在しているものを規制することはないという話があったと認識はしています。</p> <p>条例が出来たから遡って駄目だという規制はないですよというように言い方があったかと思います。皆さんが既存の建物を、あれはい</p>

	<p>かがなものかという話があったとは聞いておりますので。そこで、国道だけは緩和しようという話は聞いて無いです。</p>
委員	<p>法律的に言うと 不遡及の原則というのがあって、新しい法律が出来たからといって既存のものを前に遡って取り締まるという話はありません。ただ仮にこの地域は特別扱いなり何なりということであるならば、条例の中に入っていないと本当はおかしいわけですよ。</p>
事務局	<p>そういった意味で、この条例でいえば全域が景観条例に当てはまりまして、重点地区というのは駅の周辺のところのものが、もうちょっとガチっとはまってくるよということになります。</p>
委員	<p>だから今、おっしゃるように、確かにそういう方向で、景観を守るだけではなくて、作っていこうよというところまで踏み込むとすれば、景観条例にそういう項目を追加したいですね。</p> <p>例えば 126 号沿いをどう扱うか。例えばいちご屋は看板が必要ですね。そうしないとお客さんが来ませんしね。</p> <p>そういう意味でもそれを含めて考えていくべきだろうと。例えばチェーン店と元々こちらで仕事をされている方を一緒くたにして大きい看板は駄目よというのは非現実的な感じもするんです。</p> <p>それを含めて考えていくための上手い運営方法なり、条例作りが必要だと思いますので、もし、今回出来たものにそれが上手く反映されていないとすれば、これから何らかの形で修正をかけるということも可能なわけですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>どうも貴重なご意見ありがとうございました。バイパス沿道地区に関しては、どうしていくのか。もし、国道沿いのところで、看板を逆に個性的なもので山武らしさを出そうとすると重点地区にして良い看板を誘導するような景観政策を打っていくことも今後有り得るかもしれません。また、いろいろ機会があったらご意見と知恵を頂きたいと思います。</p> <p>今のところ東金みたいになるのは嫌だなと思いますね。ああいうぐちゃぐちゃな感じではなくて、賑やかでも良いけど、ぐちゃぐちゃではないというのがどうやったら出来るかというのは課題かなという気がします。</p> <p>他にはよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>実は 126 号の松尾駅のちょっと向こうにふれあい館というのがありますね。あのところに商工会の会員の企業組合で道の駅ではありませんけど、つくって一年でちょっとで閉めちゃったんですが、我々の方にも相談があったのですが、どうも看板が見づらくてもうちょっと大きなやつを付けたらいいじゃないかと言ったら、市の方からあまり大きなやつは、これ以上大きなやつは駄目だとか規制があるからと言わ</p>

	<p>れたんだそうですけど、もうちょっと分かりやすい看板をやった場合には、いろいろ基準があるのですか。もうちょっとあったらドライバーの皆さんが楽にここにあるのだなと気づいていくけど、通り過ぎてからどこにあるのですかと言われた方もいたようですから。</p> <p>そういうところはもうちょっと緩やかな感じでやっていった方が、場所によってとかこれは必要だなというのは出来るんですか。あまり枠の中ではまって、決まっているだけでなく、応用を少しやって頂ければ良かったのではないかと。これはもう店じまいしてしまったから今になって言ってもしょうがないのですけど。</p>
議長	事務局ご存知でしたか。
事務局	<p>屋外広告物の看板ということでご相談頂いたことはあります。ただ、それについては、有償となるか無償となるかというようなお話であったのですけれども、大きさ等についてのコメントはこちらではさせて頂いた記憶はございません。</p> <p>お金かかりますか、かかりませんかという話は受けたのですが、これは公用のもののため、かかりませんという判断をさせていただきますという回答はしたのですが、大きさについてはこちらでは回答していません。</p>
委員	そうですか。では、自分達で負担すれば大きなものをつけても良いということだったのですか。
事務局	ただ、国道沿いで出してしまうと道路関係の法が出てくると思いますので、敷地の中において看板であれば特に問題は無いと考えます。
委員	敷地内というか、国道沿いの道を走っていて銚子方面に向かって左の方の上に看板が出てるやつがありますよね。国道に。
事務局	<p>道路に看板となると占用とか、その看板の高さがあまり国道の低い所に出来ないとか。大きさによりますと、大きさが大きいと基礎とかが大きくなりますから基礎がおけるかとかが出てくると思います。</p> <p>国道沿いに民間の営利なものというのはたくさんあるけど、看板につきましても道路内には立ってないです。敷地の方に立っているという形になろうかと思えます。</p> <p>敷地の中でどういう看板をするのかということでの大きさの規制というのは、大きくすれば手数料が上がりますけども、景観の方で大きさを規制するとか屋外広告物の方でも規制する。ただ構造的にそれが持つものか持たないものなのかということは当然あります。大きい柱を立てないといけなくなると金額が高くなるのでそれは立てる側が用意しないとイケないものですよとか、その辺の話なのかもしれないです。</p> <p>屋外広告でこれはダメというのは基準の話とすれば出来ますので、どういうものが出来るかということで相談頂ければ、ご回答出来るか</p>

	<p>と思います。</p>
委員	<p>自分の敷地内であればということですね。</p> <p>自分はコンビニもやっているの、敷地内に立てているから、高さどれくらいがいいとか、あまり高いとお金かかるから、これくらいにしておいてほしいと言うところもあるみたいですし、目立てば良いわけですから。</p>
事務局	<p>高くて大きくなると風を受けるので、構造的にかなりがっちりしないといけなくなります。そうすると思ったよりもすごく高くなるというのがありますので、こちらに相談してください。</p>
委員	<p>分かりました。今度、会員の皆さんにも言っておきます。</p>
委員	<p>今の続きになると思うのですが、看板です。特に屋外看板です。それも商業的なものではなく、公共施設に関わるいわゆるサインですね。景観的な視点からすると、山武市の公に関わる建物のサインというのはパターンを決めた方がよろしいかと思います。それぞれの施設がバラバラであるのでは無く、ドライバーの方或いは歩いていらっしゃる方も山武市に関わる公共の施設はこのマークがついているとかですね。例えば SUN ムシ君がついているとか或いはこのような色を使うとか。</p> <p>それがありますと大きさなどではないと思います。むしろ、形色等でひとつの山武市の公共施設用のサインを決めることによって、全体の統一感等にも貢献出来るのではないかと思いますので、そういう検討も是非されると良いのではないかと思います。ただ大きさと高さで競うのではないだろうと思います。</p>
議長	<p>コーポレートアイデンティティではなく、シティーアイデンティティということが言われましたけども、そういった市のロゴを決めたりマークを決めたり、色々したこともあります。そういうのが市民の方達に周知すれば色々なサインの利用のしやすさにつながるとと思います。</p> <p>これは景観でやるのか市のまた別の部署でやるのかよく分かりませんが、その辺りのコミュニケーションが上手く行くように是非景観からも別の所でやるのであれば色々意見アドバイスを言えると良いと思います。よろしく願います。</p> <p>他によろしいでしょうか。今日ご提案頂いた件に関しましては、もっとこういうこともやった方がいいと色々なご意見頂きましたが、今日の諮問された変更の部分については特に修正のご意見無かったと思いますが、原案通りという形で採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>原案の通り可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>

議長	ありがとうございます。全員賛成です。山武市景観条例施行規則第28条第3項の規定により山武市景観計画の変更について、原案のとおり可決します。事務局が答申案を示しますので少々お待ちください。
事務局	(答申案をスクリーンに投影する。)
議長	ただ今ご覧のとおり、市長に答申いたします。
	それでは、また次へ進みたいと思います。「届出のされなかった景観計画区域内の行為について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局	(「届出のされなかった景観計画区域内の行為について」説明)
議長	それでは、届出のされなかった景観計画区域内の行為についてということで、届出なしに色彩の交換が行われ、届出していません。それから、色彩の基準を逸脱していますよという指摘をしているにも関わらず既成事実が進んでしまったという事例ですけど、これに関して今の対応と今後の対応を、話としてはこのような内容を考えていますということです。これについて御意見ございましたらお願いします。
委員	説明であった各店のお店の絵を見せて頂きたい。これを見ると分かると思うのですが、これは企業カラーなのですね。この会社のね。資料3のはじめのところに「企業カラーであれば考慮する」というのがあるんですけど、それを言うておきながら駄目ですよというのは矛盾している気がします。
議長	事務局いかがですか。
事務局	考慮するというのは、事務局だけでは判断出来ないところもありますので、考慮するというのはこちらの景観審議会に諮りまして最終的には判断させて頂きますという話はさせて頂いてあります。色が全部マンセル値を超えていますけれども企業カラーであるのであれば、審議会の中で諮ってこれは認められるものであると判断が出来れば大丈夫という回答を出そうと考えておりました。それが考慮するという事です。
委員	それであれば駄目という答えもあるということですか。駄目というと企業側としては企業カラーに沿わなくなるからおかしな事になってしまうのではないですか。
事務局	ただ、そういうようなお話は出来るのですが、実際市の条例規則の中では届出の無かったものについて、お願いだけは出来るのですが、指導は出来ない状態ですので、お願いしか出来ないというのが現状でございます。 ということで今後の対応ということで条例規則を改正して届出が

	<p>無かったものについても指導していこう。指導できるような方向を作ろうというところで今回の提案をさせて頂いています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。企業カラーに関しては企業が全国展開或いは国際的に展開する時の一つのアイデンティティではあるのですが、それを尊重する。</p> <p>ただ、都市によっては例えばコカコーラの赤と白の率を逆転してというようなお願いをして聞き入れてもらった町もあります。それからマクドナルドでも赤色はうちの町ではどうもという時に少し抑えたり、あるいは黄色に関しては黄色では無くゴールドにしたりとか色々やり取りの中でその企業としてのアイデンティティと同時にやはりその町へ出した時の企業の対応によって企業のある種の文化度・カルチャーみたいなものが量られるという側面、そういうのを重視するような企業は、その町に合わせるという事を考えることもあります。</p> <p>そういったことも含めて考慮するという事だと思うのですが、そういうやり取りの場に届出をしないということはそういうやり取りの場そのものに出てこなかったということなのです。</p> <p>本当は届出をしてもらわないとコミュニケーションが出来ないのですが、その届出をしなかった。そのしないことに対して今の所、山武市の条例では何ともし難いので届出を必ずしてください。しないとこの企業は最初から市のルールに乗って来ませんでしたというようなことを公表しますというような事を今後は考えるということなのですが、今後の対応の話とこの事例の話、この事例はもう過ぎてしまったことなので、今後改正する条例の対象にはならないので、これについてはどうしましょうということだと思います。</p>
委員	<p>質問してもよろしいでしょうか。この場合、対象になるのは乙社ということですが、それとも甲社が対象になるということでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的には事業者というのが、甲の方。要はここで書いてある甲社委託を受けている業者に対して市から何らかの事が出来るということはないです。</p>
委員	<p>他の自治体の例を見ると厳しい所だと、乙に対しても警告・勧告・公表という事が書かれていましたので、甲だけではなく、指導を受けて甲はやったと思うのですが、乙が何の会社か分かりませんが、何らかの何かがあっても良いのかなと思いました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>先ほどの委員から話があったようにここも企業カラーだけでも、マンセル値に合わせるとこういうことだよというような、先に検討があった上でそれでも企業カラーでやりたいとか、例えばマンセル値に合った中でこういう色になるからこっちでやるのかという調整がまずあるべきであろうというのがあります。</p>

<p>委員</p>	<p>ただ、行為前であれば色等について修正が出来たかもしませんが、行為後のものに対して修正出来るかというのと、このように全国展開していることやむを得ないのではないかというのが現在の考え方としてはあります。行為前であれば例えば青色であれば落とせば、似たような色になるのかなというのもあるので、そういったところで調整が必要なのではないか、検討の余地があると考えておりました。行為後に対して直せというところまでは、企業カラーに対してそこまで言えないというところで、やむを得ないという判断ではあります。</p> <p>すみません。もう1ついいですか。この県外の各店の写真を見て、山武市内の店舗の写真を見ると全然違いますよね。例えばマクドナルドであれば見ればマクドナルドということが分かります。これは違う店、会社と言われても色のパーセンテージも全然違いますし。</p> <p>もし指導する方がいたら、左下の黒いのを入れただけでも違うのかなと思います。文字も違うし、これを統一というのかというのは少し問題だと思います。チェーンであれば全部統一でするはずなんです。なぜなら、コストがかかるから。そのため、これを同じ店舗とどうしても思えません。色は使っているけど、パーセンテージも違うし形も全然違う文字も違うのを一つのチェーンとして考えて良いのかと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>コーポレートカラーと言いますが、それは無条件にすべてに通用するものかと思っている事自体が本当はおかしいことかと思っています。</p> <p>例えば先ほどマクドナルドの話でMが赤でしたでしょうか。あれが、世界中で全部同じものだと言い張っていたのです。ところが最初に違うのが出来たのがハワイだったと思いますが、木の板でやっているのです。これは企業自体の考え方も色々あると思いますが、まさに今のご指摘のとおり、ここでは空いた建物を使ってやっているのであるということが容易に想像出来るのです。</p> <p>その中で企業としては、この強烈な色を使っておけばわが社であろうみたいな。ある意味ではコーポレートカラーという名を借りた非常に安易なイメージ作り戦略だと思います。</p> <p>むしろ問題なのは、この後どう山武市が対処するかであって、それが今後の同様な事例に対する模範となると思います。この対応の仕方というのはこの会社に対してだけではなく、市民に向けて社会に向けてもきちんと表明していく必要があると感じます。</p>
<p>委員</p>	<p>私も今話があったようにコーポレートカラーだと主張するからには、それなりにデザインとか統一性等が無いものをそれはいくら主張したとしても通るものではないと思います。やってしまったものはしょうがないという感じではあるのですが、本当にこの山武市が景観条例を高い理想を掲げて作って、良いまちを作っていくのだという志を持っているとすれば、これをなし崩しに認めてしまうのは反対です。</p> <p>少なくとも後追いだけど取りあえず認めるというのは辞めた方が良いと思います。これは景観条例違反状態で放置するとかですね。速</p>

	<p>やかに出来るだけ早い時点で山武市の景観条例に沿う形に改修しないとか。今までそういう規定が無かったというからにはそれが出来るかどうかという事がありますが、要望でも良いからそういうものを出しながら認められないという姿勢を貫くべきだろうという気がします。</p> <p>これやってしまったものは仕方ないだろうというのが一つ出来るとそれこそ空地のゴミと一緒にどんどんなっていってしまうと思うのです。だからそんな低い理想でやっているのではないのだということを示した方が良いでしょうと思います。</p>
委員	<p>受理しないとどうなってしまうのですか。</p>
議長	<p>受理しない状態のままというのはありえるのですか。</p>
事務局	<p>受理しなくてもそのままになってしまいます。</p>
委員	<p>受理してしまうと認めたことになってしまうと思います。それで、今は受理しない。ただし、修正されれば受理するというようなスタンスにしておかないと届出自体がほとんど意味の無いものになってしまうと思います。やってしまえばなんとかなると思われてしまうのが一番困りますよね。ですから、受理しない。</p>
事務局	<p>今は受理を保留しています。届出を出さなかったということに対しては、先ほど申し上げたとおり遡れないので、無届自体への罰則は今の段階ではないので、何らかの事は出来ないのですが、事後でも適合するものであれば届出を受ける事は出来るけども市の景観条例に合っていないからこれは受理しませんという中で、今後指導としてはマンセル値にあうような対応願いますという形での意見をすることは出来るかなと思うのですが、それは検討して連絡させていただきます。</p>
委員	<p>届出を受け取ることと、届出の内容を求めることは違いますよね。手続き的にはどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>受理した場合で言うと、受理して違反があればそこについて直せという勧告・指導等の形です。色を塗り替えろという形に命令まで持つて行くのかという形になるかだと思います。</p>
委員	<p>そこらへんが重要ですね。届出自体は受理するけれど、それに対して勧告書を付けて修正勧告を出す。それで、勧告を出してみても最終的にはどのような感じになるのだろうか。</p>
事務局	<p>届出が出たものに対しては、適合しない場合はずっとマンセル値を守るようにと。山武市景観条例というのは企業カラー云々関係なく、マンセル値に合わせるという形でいけば、勧告・命令という形に進むことにはなりません。相手側が従わなければ。</p>

議長	委員のご意見と事務局の回答を併せて考えると、受理して認められてしまったという前例を作るのはよくないだろうという委員のお話とそれに対しての事務局は受理した後でもう既に色が塗られている違反状態ですということを指摘して是正するように勧告することは今からでも出来るのですよね。理屈で言えば。出来ないのですか。
事務局	受理しない状態でということでしょうか。
議長	受理した状態でということです。だから、届出を受理してそれに対して適合していません。だから、違反状態にあります。それを是正してくださいという勧告は出来るのですよね。
事務局	指導はできます。
議長	認めてはいないよということをしっかり言うのはご指摘通り重要だと思います。
委員	今回のものは届出が出ていなかったわけですね。
事務局	最初は市が先に違反を見つけたので、報告を出させることに。まずは、報告してもらわないと色彩がマンセル値の基準に合致しているのか、色見本を見れば分かるかもしれないが、判定出来ないで、まずは相手方に報告させました。その時点で、マンセル値が市の景観に合致していないだろうということに。
委員	本来であれば、届出が出た段階で色なども検討してということですね。停止させてそれを見たとえで判断する。それで適合していない場合は、フローに乗って流れていくはずが、実は届出が出る前にやってしまったということですね。
事務局	そうです。色を塗られてしまったから、通常であれば色を塗る前なので、マンセル値に適合させてくださいと。それで相手側がそれに従うか従わないかという形になると思います。
委員	この顛末書を読みますとものすごく悪質に感じます。 なぜなら届出書も市役所から言ったわけですね。自分達から出したわけではなくて。市からの要請で出したわけですね。その場合に、日にちを追っていけば 24 日にはいつ着工するか分からないと言っておきながら、25 日には終わっているわけですね。だから、ものすごく悪質だと思います。それで無届ということで 2 日に市から持参をしたらようやく 17 日に報告書が出たと。これやらなかったらいつ出たか分からない話ですね。だからこれが偏りのない報告だとしたら、普通にみたらものすごく悪質な業者ということになりかねないということです。

委員	<p>それをこの審議会でまあいいじゃないか受理しようよとなるわけには個人的にはいかないと思います。なので、受理は出来ないとその代りちゃんと直してから受理をすると。少なくともコーポレーションカラーというのが会社の定款に書いてあるかですね。なし崩し的にコーポレーションカラーということにしたのかもしれませんが。それを変えろとは言いませんが、パーセンテージを下げるとか直さない限り、やってしまっても大丈夫だ。あそこは通るよと。後で認められるとなると何のための審議会なのかわからない。審議しないと同じだと思います。少なくともこの文書を読むと非常に悪質だとしか思えないということです。</p> <p>二つ問題点があると思います。一つは届出をしていなかったというまず根本的な話。もう一つが色の問題。</p> <p>一番大事だと思うのが、はじめの届出をしてないでやってしまったこと。きちんと説明してあるのにも関わらず、ということ。</p> <p>その上で色の問題が出てくる。ですから、色が悪いからこれは駄目という話以前にまずルールを守っていないという事が一番悪いことですね。それに対する罰則とまでは言わないけども、ペナルティを考えるべきではないでしょうか。その上で、さらに色についても問題を起こしている。これらの事が山武市の景観条例をないがしろにしていることを明らかにしていると思います。</p> <p>特にこれが全国展開しているチェーン店であれば余計に公表した方が効果的ではないかと思う。全国的に同じようなものを作っている企業に対し、協議会としてこれをコーポレートカラーとして認めうるものかという問題提起でもあると思います。今回の議論を公にすることが一番重要かなと私は思います。</p> <p>これからどのような対応をしていくのか併せて検討した方が良いかと考えます。</p>
事務局	<p>こちらで検討してメール等で各委員の皆さまに、今回対応したいものを含めて今後協議させて頂きます。届出が後追いで来たものについて今保留しているので、市の方で今度出す文書とか、今後の経過をこういう形にしますというのは、今回ご意見が出たので、今後こういう対応をしますという案を持ち回りで個別に了解を頂いて過半を取れるような了解をもらったら、市の対応としていきたいと思います。</p>
委員	<p>一つ良いですか。市としては上品な形でないとなかなか出来ないと思うので、市は罰則とか決まっていないものは出来ないでしょう。法律に無いから。</p> <p>じゃあ許すということではなくて良いと思うのですね。それで市は立場としてなかなか難しいけど審議会で NO が出たと。審議会の責任においてということであればそんなに市に迷惑をかけることもないでしょうし。これを読んでいてもものすごく悪質に感じます。社長がどなたかわかりませんが、社長も困ると思うのですね。他の市ではどうかわかりませんが、先ほど話もありましたように、この市はそうはいか</p>

議長	<p>ないよというのは一つの姿勢だと思います。色がなんとかの前の届出の所が一番引っかけますね。</p> <p>ありがとうございます。かなり確信犯的にこれがされているので、法の手続きに則らない対応を市が取った場合、逆告訴をすることも十分考えられます。ですから、頑張っ逆に向こうにポイントを取られるのもあまり良いことではないので、一体何が出来るのかというのを市の方で検討頂いて案を示して頂くと。</p> <p>何としても審議会の皆さんのご意見としては、これを認めているわけではないということをはっきり相手に伝える。出来れば相手方だけでなく社会に知って頂きたいということ。そのためには何が出来るのかということを是非考えて頂きたいと思います。</p> <p>それからやはり今後こういう事が起きないためにもやはり最初から知らないよ。あなた達のルールは知らないよという形で物事が進めた場合の罰則を条例にもしっかりと盛り込むと。それは対応の中でも書いて頂いてありますが、それを是非早急に進めて頂きたいというのと、この件に関して何が出来るのか。</p> <p>かなり確信犯的にやられているところなので、それに対してしっかり法的な根拠を持って市は何が出来るのかというのを検討して頂ければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>市民が一生懸命頑張っ勇み足をしているのと全然違うレベルの話なので、やはりそういったことで山武が頑張っているのを潰されるのはとても悲しいことですので、何とかしたいと思います。よろしく願いします。</p> <p>宿題のような形で残ってしまいましたが、それについては取りあえずメールで色々示して頂いて意見交換しながらより良い対応を検討していければと思いますので、よろしく願いします。貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>以上で議事はすべて予定されていたもの終了しました。本当に熱心にご審議・ご意見頂きましてありがとうございます。</p> <p>それではここで進行役を降りて事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
司会	<p>8 閉会</p> <p>委員の皆様、ご審議いただきましてありがとうございました。</p> <p>なお、議事録につきましては、作成次第皆様に送付させていただき、修正等の確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それと合わせまして、議事録と同時期かわかりませんが、今回は回答文書についても改めてご検討いただきたいと思います。お待ちしております。</p>
司会	<p>これをもちまして第3回山武市景観審議会を閉会いたします。</p>